

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年4月11日（月）～4月27日（水）	
監査対象（所管部課）	中央保育所（こども育成部 保育幼稚園総務課）	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【現金等出納関係事務】</p> <p>現金出納をエクセルで管理していたが、日々の確認の記録を残しておらず、権限者の押印を月末等に一括して行っていた。内部統制の観点から権限者が日々確認し、確認した記録を残すことを検討されたい。</p>	<p>入出金のある度に権限者が確認した記録を残すよう、記録方法を改めます。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年4月11日（月）～4月27日（水）	
監査対象（所管部課）	玉島幼稚園（こども育成部 保育幼稚園総務課）	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【現金等出納関係事務】</p> <p>スポーツ振興センター共済掛金について、現金出納をエクセルで管理していたが、日々の確認の記録を残しておらず、権限者の押印を月末等に一括して行っていた。内部統制の観点から権限者が日々確認し、確認した記録を残すことを検討されたい。</p>	<p>入出金のある度に権限者が確認した記録を残すよう、記録方法を改めます。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年4月11日（月）～4月27日（水）	
監査対象（所管部課）	沢池幼稚園（こども育成部 保育幼稚園総務課）	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【現金等出納関係事務】</p> <p>現金出納の管理をエクセルで行っているが、権限者が月末に一括して確認印を押印しており、日々確認の記録が確認できない管理方法となっていた。内部統制の観点から権限者が日々確認し、確認した記録を残すことを検討されたい。</p>	<p>入出金のある度に権限者が確認した記録を残すよう、記録方法を改めます。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年5月10日（火）～5月25日（水）	
監査対象（所管部課）	三島小学校（教育総務部 教育政策課）	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【薬品管理】</p> <p>毒物又は劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物の盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならない（毒物及び劇物取締法第11条第1項及び第22条第5項）とされており、薬品の使用について管理簿を作成し記録をとり、管理することとしているが、薬品の使用及び現在高の管理を体積（ml）で記録しており、客観的に現在高と管理簿が一致するかの確認が取れない状態であった。</p>	措置状況
		措置済 令和4年8月25日
		<p>適切な措置について関係課に確認し、記録方法を変更します。（R4.7.15）</p> <p>体積ではなく質量で管理をし直しました。使用の前後で質量を記録し、盗難や紛失を防いでいきます。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年5月10日（火）～5月25日（水）	
監査対象（所管部課）	三島小学校（教育総務部 教育政策課）	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【施設の管理、運営】</p> <p>理科準備室の薬品保管庫や音楽室のピアノについて、転倒防止等耐震措置を取っていなかった。震災が発生した場合、児童の生命身体を害する恐れが考えられるので、他の設備についても併せて現状確認のうえ、適切な対応を検討されたい。</p>	<p>校内安全点検にて他の施設も耐震の視点で確認し、転倒のおそれがあるものについては転倒防止策を講じます。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年5月10日（火）～5月25日（水）	
監査対象（所管部課）	玉櫛小学校（教育総務部 教育政策課）	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【薬品管理】</p> <p>毒物又は劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物の盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならない（毒物及び劇物取締法第11条第1項及び第22条第5項）とされており、薬品の使用について管理簿を作成し記録をとり、管理することとしているが、管理簿に記載されている数量と実測した数量が一致していなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和4年5月31日
		<p>薬品の残量を測り直し、薬品管理簿の記載を訂正しました。</p> <p>以後、誤りのないよう留意します。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年5月10日（火）～5月25日（水）	
監査対象（所管部課）	玉櫛小学校（教育総務部 教育政策課）	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【施設の管理、運営】</p> <p>理科準備室の薬品保管庫について、転倒防止等耐震措置を取っていなかった。震災が発生した場合、児童の生命身体を害する恐れが考えられるので、他の設備についても併せて現状確認のうえ、適切な対応を検討されたい。</p>	<p>担当課に、薬品保管庫の転倒防止対応を手続き中です。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年5月10日（火）～5月25日（水）	
監査対象（所管部課）	東小学校（教育総務部 教育政策課）	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【現金等出納関係事務】</p> <p>切手の管理ができていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受払簿への記入漏れや記入誤りがあったため、受払簿の記載と実際の残数とが一致していなかった。 受払簿について、使用の都度記入していなかった。 	<p>措置状況</p> <p>措置済 令和4年7月20日</p>
		<p>受払簿の記載漏れと記入誤りがあり、受払簿の記載と実際の残数が一致しなかったの で、一致するように、訂正しました。また、 受払簿には、その都度記入するようにしまし た。</p>
2	<p>【薬品管理】</p> <p>毒物又は劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物の盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならない（毒物及び劇物取締法第11条第1項及び第22条第5項）とされており、薬品の使用について管理簿を作成し記録をとり、管理することとしている。</p> <p>しかしながら、管理簿上の残量から使用量を引いた数値を残量として記録しているほか、一部の薬品の使用及び現在高の管理を体積（ml）で記録しており、客観的に現在高と管理簿が一致するかの確認が取れない状態であった。</p> <p>また、残量の減少を記録しているが、その原因が不明の事例が見受けられた。</p>	<p>措置状況</p> <p>措置済 令和4年9月29日</p>
		<p>教職員に周知徹底し、現在理科の実験で使用 する薬品について、残量を体積で記録する のではなく、重さで記録するようにしまし た。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年5月10日（火）～5月25日（水）	
監査対象（所管部課）	東小学校（教育総務部 教育政策課）	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【施設の管理、運営】</p> <p>地面の水はけ対策として、敷地北東の門の近く及び南東部に破れたマットを置いていたが、衛生上、また美観上の観点から適切とはいえないので、水はけ対策の方法を検討されたい。</p>	<p>マットは、処分します。その後、施設課と相談し、対応を検討します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年5月10日（火）～5月25日（水）	
監査対象（所管部課）	天王小学校（教育総務部 教育政策課）	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【薬品管理】</p> <p>毒物又は劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物の盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならない（毒物及び劇物取締法第11条第1項及び第22条第5項）とされているが、納品された塩酸及び炭酸水素ナトリウムを薬品保管庫に保管せず段ボール箱に入ったままの状態です理科準備室内に置いており、また、納品物を管理簿に記載していなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和4年7月11日
		<p>理科備品担当者に、納品後すぐに薬品保管庫へ移して、管理簿で管理することの徹底を再度指導しました。</p> <p>定期的に行う備品点検時には担当者以外の複数で点検を行う、管理職が確認する等の追加措置を行います。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年5月10日（火）～5月25日（水）	
監査対象（所管部課）	天王小学校（教育総務部 教育政策課）	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【施設の管理、運営】</p> <p>理科準備室の薬品保管庫について、転倒防止等耐震措置を取っていなかった。震災が発生した場合、児童の生命身体を害する恐れが考えられるので、他の設備についても併せて現状確認のうえ、適切な対応を検討されたい。</p>	<p>理科準備室の薬品保管庫については、転倒防止のためL字金具でコンクリート壁に固定するように、施設課へ手続き中です。また、他の設備についても随時固定をする予定です。</p>
2	<p>【薬品管理】</p> <p>薬品管理については、学校における毒物及び劇物の適正な管理について（平成12年1月11日付け文初高第501号文部省初等中等教育局長依頼）において、その保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等を図る必要があり、管理責任者の指定や保管状況の確認などの定期的な検査などを実施するようにとされているが、管理責任者による保管状況の確認などは行っていなかったため、必要な措置を講じるようにされたい。</p>	<p>今後は、定期的に行う備品点検時に担当者以外の複数で点検を行うことに加え、点検後に管理職が直接確認を行う措置を新たに講じる予定です。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年5月10日（火）～5月25日（水）	
監査対象（所管部課）	東中学校（教育総務部 教育政策課）	
指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【施設の管理、運営】</p> <p>管理について権原を有する者は、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置されないように、かつ防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置されないように管理しなければならない（消防法第8条の2の4）とされているが、不適切な事例が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常口の前に、避難の支障となる物を放置していた。 ・防火扉（くぐり戸）をひもで固定し、閉鎖できないようにしていた。 	措置状況
		措置済 令和4年5月28日
2	<p>【薬品管理】</p> <p>毒物又は劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物の盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならない（毒物及び劇物取締法第11条第1項及び第22条第5項）とされており、薬品の使用について管理簿を作成し記録をとり、管理することとしているが、薬品の使用及び現在高の管理を体積（ml）で記録しており、客観的に現在高と管理簿が一致するかの確認が取れない状態であった。</p>	措置状況
		措置済 令和4年8月23日
		<p>夏季休業中に薬品の使用及び現在高の管理を重さ（g）で記録しなおし、現在高と管理簿が一致するように管理簿をすべて作成しなおしました。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年5月10日（火）～5月25日（水）	
監査対象（所管部課）	学校教育部 学校教育推進課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【薬品管理】</p> <p>学校における毒物及び劇物の保管管理については、毒物及び劇物取締法等に従い適切に行わなければならない、国より学校における適正な保管・管理の徹底、管理体制の点検強化等を図るよう通知が発出されている。</p> <p>また、平成29年度の本市の行政（施設）監査において、管理マニュアルの制定など管理体制の確立の検討を要望した。</p> <p>本市教育委員会においては、これらの経緯を踏まえ、管理体制の確立を図られ、管理簿の共通化といった対応をされていた。</p> <p>しかしながら、本年度の行政（施設）監査においては、そういった管理体制の実施が不十分で、適切な薬品管理がなされているとはいえない事例が散見された。</p> <p>学校における毒物及び劇物等薬品の管理は、生徒児童の生命の危険や健康被害に直結する恐れがあるため、改めて管理体制の徹底を図りたい。</p>	<p>国及び府の通知に則り、管理体制の見直しを図ります。具体には、適切な薬品管理等に関して市教育センターや市教研理科部会と連携し、8月研修の実施、9月校長会での周知及び管理マニュアル（管理簿）の作成を行い、管理体制を徹底します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	行政監査（施設監査）					
監査実施期間	令和4年5月10日（火）～5月25日（水）					
監査対象（所管部課）	総持寺いのち・愛・ゆめセンター（市民文化部 人権・男女共生課）					
	指摘事項	講じた措置又は経過の報告				
1	<p>【備品の出納保管】</p> <p>備品管理について、備品登録があるにもかかわらず存在を確認できない事例、備品シールを貼付していない事例及びシールの記載内容が読み取り困難となっている事例が多数見受けられ、適切な管理を行っていなかった。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和4年7月14日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>所在不明の備品は、いずれも取得から相応の年月が経過しており、施設内を確認しましたが、見つかりませんでした。備品台帳上での登録抹消手続きができていないことから、施設内を再度確認の上、7月14日付で備品登録を抹消しました。</p> <p>備品シールに不備があったものについては、新たにシールを貼る等の処理を行いました。</p> <p>今後は、備品及び台帳の管理を適切に行います。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和4年7月14日	<p>所在不明の備品は、いずれも取得から相応の年月が経過しており、施設内を確認しましたが、見つかりませんでした。備品台帳上での登録抹消手続きができていないことから、施設内を再度確認の上、7月14日付で備品登録を抹消しました。</p> <p>備品シールに不備があったものについては、新たにシールを貼る等の処理を行いました。</p> <p>今後は、備品及び台帳の管理を適切に行います。</p>	
措置状況	措置済 令和4年7月14日					
<p>所在不明の備品は、いずれも取得から相応の年月が経過しており、施設内を確認しましたが、見つかりませんでした。備品台帳上での登録抹消手続きができていないことから、施設内を再度確認の上、7月14日付で備品登録を抹消しました。</p> <p>備品シールに不備があったものについては、新たにシールを貼る等の処理を行いました。</p> <p>今後は、備品及び台帳の管理を適切に行います。</p>						
2	<p>【その他】</p> <p>建築基準法に基づく昇降機の定期点検について、受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく実績報告書及び委託料請求書を市に提出しなければならない（契約書第10条第1項）としている。また、市は、前項の実績報告書及び委託料請求書が正当であると認めたときは、請求のあった日から起算して30日以内に受託者に委託料を支払うものとする（同条第2項）としているが、実績報告書が提出されておらず、内容の正当性を確認していないにもかかわらず、委託料を支払っていた。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和4年7月14日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>令和4年度エレベーター保守点検業者に連絡を行い、当該報告書について遅滞なく提出するように指示しました。</p> <p>今後は、提出された実績報告書により履行を確認した上で、適切に支払処理を行うものとしします。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和4年7月14日	<p>令和4年度エレベーター保守点検業者に連絡を行い、当該報告書について遅滞なく提出するように指示しました。</p> <p>今後は、提出された実績報告書により履行を確認した上で、適切に支払処理を行うものとしします。</p>	
措置状況	措置済 令和4年7月14日					
<p>令和4年度エレベーター保守点検業者に連絡を行い、当該報告書について遅滞なく提出するように指示しました。</p> <p>今後は、提出された実績報告書により履行を確認した上で、適切に支払処理を行うものとしします。</p>						

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年5月10日（火）～5月25日（水）	
監査対象（所管部課）	総持寺いのち・愛・ゆめセンター（市民文化部 人権・男女共生課）	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【備品の出納保管】</p> <p>施設で保有する備品等について、正確な数や所在を把握できておらず、不適切な管理状態となっていた。</p> <p>備品管理は、施設管理の基本となる事務である。また、備品の有高は、市全体の財産管理にも影響を与える重要事項である。</p> <p>他にも所在不明となっている備品等がないか確認し、正確な保有状況を把握するとともに、所在不明のものについては原因を調査して適切に対応し、再発防止に努められたい。</p>	<p>正確かつ適切な備品管理を行えるよう、備品台帳の記載内容をもとに現在保有している備品等の数と所在の確認を複数人体制で行っています。</p> <p>所在不明となっている備品等については、職員等への聞き取りを行い原因を調査します。</p> <p>なお、経年劣化により使用困難であることが確認された備品等については、適切に廃棄処理を行い、今後正確に保有状況を把握します。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	行政監査（施設監査）	
監査実施期間	令和4年5月10日（火）～5月25日（水）	
監査対象（所管部課）	市民文化部 人権・男女共生課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【備品の出納保管】</p> <p>施設で保有する備品等について、正確な数や所在を把握していなかった。</p> <p>所管する他の施設についても同様の事例が発生していないか確認されたい。</p>	<p>人権・男女共生課所管の各施設において、備品等の正確な数や所在を正確に把握できているかを確認するとともに、今後適切な管理を行ってまいります。</p>